

立川市中小企業勤労者福祉厚生資金助成条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

制度の見直しによる。

立川市中小企業勤労者福祉厚生資金助成条例を廃止する条例

立川市中小企業勤労者福祉厚生資金助成条例（昭和 49 年立川市条例第 12 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に申請のあったものについては、この条例による廃止前の立川市中小企業勤労者福祉厚生資金助成条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。